

三芳町パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き

三芳町パートナーシップ宣誓制度とは

お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互の協力しあうことを約束した双方又はいずれか一方が性自認や性的指向に係る性的少数者である2人の方が、お互いの関係は「パートナーシップ」である旨を宣誓し、町がパートナーシップ宣誓書受領証を交付する制度です。

三 芳 町

目次

1	パートナーシップ宣誓制度の目的	P 2
2	宣誓を行うことができる方	P 2
3	通称の使用について	P 3
4	宣誓の流れ	P 3
5	宣誓に必要な書類	P 4
6	パートナーシップ宣誓書受領証の交付	P 4
7	パートナーシップ宣誓書受領証の再交付	P 6
8	届出事項の変更	P 6
9	パートナーシップ宣誓書受領証の返還	P 6
10	Q&A	P 7

事前予約・受付手続窓口

三芳町役場総務課人権・庶務担当（役場4階）

住 所 三芳町大字藤久保1100番地1

電 話 049-258-0019（内線404・405）

メール soumu@town.saitama-miyoshi.lg.jp

1 パートナーシップ宣誓制度の目的

三芳町は、三芳町第5次総合計画における共生社会の実現の理念に基づき、一人ひとりが互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、支え合いながら、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる共生社会の実現を目指し、令和3年4月1日からパートナーシップ宣誓制度を開始します。

この制度は、パートナーシップの関係にある2人が宣誓し、町が宣誓した事実を証明するパートナーシップ宣誓書受領証（以下「受領証」という。）を交付するものです。

宣誓により法律上の効果が生じるものではありませんが、2人がパートナーであるという事実を対外的に証明することで、性的少数者の困難や生きづらさが少しでも軽減し、安心した生活につながることを期待されています。また、病院などで身内として認められ、面会、手術の同意や住宅の入居の際に同居者として認められるなどの理解が進むことも期待されています。

2 宣誓を行うことができる方

双方又はいずれか一方が、性自認や性的指向に係る性的少数者であり、かつ以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 双方が成年に達した者であること。
- (2) 住所について、次のいずれかに該当すること。
 - 双方が町内に住所を有していること。
 - 一方が町内に住所を有し、かつ、他の一方が町内への転入を予定していること。
 - 双方が町内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がないこと。
- (4) 他の者と宣誓をしていないこと。
- (5) 双方が民法に規定されている近親者同士でないこと。（直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係でないこと。）ただし、双方が養子縁組をしている場合を除く。

■直系血族…祖父母、父母、子、孫等

■三親等内の傍系血族…兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪

■直系姻族…子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

3 通称の使用について

町長が特に必要があると認める場合は、宣誓書において、氏名と併せて通称（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用していると認められるものをいいます。）を使用することができます。

※ 宣誓において通称を使用した場合、宣誓書受領証及び受領カードの裏面に戸籍上の氏名を記載します。

4 宣誓の流れ

受付場所 三芳町役場総務課

受付時間 平日8時30分から17時15分

宣誓日時の予約…電話・FAX・メール・来庁のいずれかで宣誓日時を予約してください。

※宣誓日の3か月前から受付可

◎宣言を希望する日の7日前までに予約してください。

◎必要書類の取得には、時間を要する場合があります。（戸籍の取り寄せなど）

宣誓……………予約した日時に必ずパートナーの2人でお越しください。

本人確認書類を提示の上、必要書類をご提出ください。（4頁参照）

「パートナーシップ宣誓書」を町職員立会いのもとで記入していただきます。

宣誓後、「パートナーシップ宣誓書」の写しをお渡しします。

◎書類に不備や不足がある場合は、宣誓日を延期させていただきます。

受領証の交付……宣誓の要件を満たしていることが確認できた場合、「パートナーシップ宣誓書受領証」、「パートナーシップ宣誓書受領カード」を即日交付します。

発行手続きのため1時間ほど時間を頂戴いたします。

転入確認……………一方又は双方が三芳町に転入予定の場合は、転入後に住民票の写しを提出してください。転入が確認できた場合に宣誓書受領証等を交付します。

5 宣誓に必要な書類

(1) パートナーシップ宣誓書（様式第1号）

宣誓される日に、町職員の面前で自ら署名の上、提出してください。事前の準備は不要です。（自ら署名できない場合は、職員による代書も可能です。）

なお、性別違和等の理由がある場合は、宣誓書において通称を使用することができます。

(2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

「個人番号」、「本籍」、「世帯主との続柄」の記載を省略したもの（発行から3か月以内のもの）を1人1通ずつ提出してください。（同一世帯になっている場合は1通）

(3) 独身であることを証明する書類（独身証明書・戸籍抄本など）

独身証明書又は戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）を本籍地市町村から取得し、1人1通ずつ提出してください。（発行から3か月以内のもの）

外国籍の方は、本国が発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳（翻訳者の氏名を記入すること。）を添えて提出してください。

(4) 通称を使用していることが確認できる書類（通称を使用したい方のみ）

社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料を提示してください。

(5) 本人確認書類

次のいずれか1点又は2点を提示してください。

■ 1点の提示が必要となるもの

個人番号カード・運転免許証・旅券（パスポート）等の官公署が発行した顔写真付き証明書等

■ 2点の提示が必要となるもの

健康保険証・年金手帳等のご本人が確認できる証明書等

※ 上記以外に、町長が必要と認める書類の提示を求めることがあります。

6 パートナーシップ宣誓書受領証の交付

宣誓時に提出された書類を審査し、書類の不備等がなければ、「パートナーシップ宣誓書受領証」を宣誓者双方に交付します。

パートナーシップ宣誓書受領証
(表)



パートナーシップ宣誓書受領カード

三芳町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

本人

パートナー

様

様

第 号

年 月 日

三芳町長



(裏)

この受領証は、三芳町としてお二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを宣誓したことを証するものです。

この受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

戸籍上の氏名 ※通称使用の場合

様

様

年 月 日生

年 月 日生

特記事項

寸法 縦55ミリメートル、横91ミリメートル

7 パートナーシップ宣誓書受領証の再交付

受領証の紛失や毀損などの事情により再交付を希望される場合には、再交付を行います。「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」を提出してください。

8 届出事項の変更

宣誓内容に変更があった場合、「パートナーシップ宣誓事項変更届」に変更内容が確認できる書類（住民票の写し、通称を使用していることが確認できる書類など）を添えて提出してください。

なお、届出事項の変更に伴い、受領証の再交付を希望する場合には、「6 パートナーシップ宣誓書受領証の再交付」のとおり申請してください。

9 パートナーシップ宣誓書受領証の返還

パートナーシップの解消や一方が死亡したとき、一方又は双方が町外への転出をした場合は、受領証を町に返還する必要があります。

「パートナーシップ宣誓書受領証返還届」を提出してください。

10 Q&A

Q1 パートナーシップ宣誓制度は、結婚とどう違うのですか？

A1 結婚は民法に定められた法律行為です。相続などの財産上の権利や、税金の控除や扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。

一方、三芳町のパートナーシップ宣誓制度は、町の実綱に基づき、2人のパートナーシップを町が証明する制度であり、法的効力が発生するものではありません。

また、宣誓により戸籍や住民票の記載が変わるものではありません。

Q2 法的効力がないのに、なぜ制度の導入をするのですか？

A2 本制度の導入により、性的少数者に関する社会的理解が進み、パートナーシップを家族に近い関係として扱うなど、パートナーシップが尊重される取組が広がっていくことを期待しています。

Q3 パートナーと法的な関係を築くには、どのような方法がありますか？

A3 結婚に類似した法的関係性を築く手続きとして、公正証書により、任意後見契約、合意契約等を結ぶ方法があります。手続きには費用が発生します。

詳しくは公証役場にお問い合わせください。

Q4 パートナーシップ宣誓制度の利用に費用はかかりますか？

A4 制度の利用や受領証の発行に費用はかかりません。

ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類の発行手数料などは、自己負担となります。

Q5 宣誓書等の届出書類はどこで手に入れることができますか？

A5 三芳町役場総務課及び三芳町ホームページにて手に入れることができます。

Q6 外国籍の方もパートナーシップ宣誓できますか？

A6 外国籍の方も、町民である、または町内へ転入を予定している方であれば宣誓は可能です。外国籍の方は、宣誓に必要な書類として、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（3か月以内に発行されたもの）など独身であることを確認できる書類に、日本語訳を添えてご提出ください。